

令和7年3月28日  
総務部総務課

## 給料等の返還請求に関する民事訴訟の提起について

### 1 本議案の趣旨

本件は、江東区長選挙に当選した被告が公職選挙法（昭和25年法律第100号）違反の罪により有罪判決を受け、遡って江東区長としての職を失ったことにより、江東区長及び副区長の給料等に関する条例（昭和31年11月江東区条例第17号。以下「条例」という。）を根拠として区が支給した給料、地域手当及び期末手当（以下「本件給料等」という。）が法律上の原因を欠くこととなったことから、被告に対し、本件請求金の返還を請求したが区の求めに応じなかったため、本件請求金の返還を求める訴えを提起するもので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき提案するものである。

### 2 訴訟当事者

- (1) 原告 江東区
- (2) 被告 江東区民

### 3 事件の概要

- (1) 被告は、令和5年4月23日に実施された江東区長選挙に立候補し、当選した。
- (2) 令和5年7月11日、被告が選挙期間中に有料ネット広告を出していたことが公職選挙法に抵触するおそれがあるとの新聞記事が掲載され、それ以降、このことはメディア等において取り沙汰された。
- (3) 令和5年10月26日、被告は、区政を混乱、停滞させたとして辞職を表明し、同年11月15日、江東区長職を辞職した。
- (4) 被告が令和5年4月23日に江東区長に就任してから同年11月15日に辞職するまでの間、区は、条例第2条及び第4条の規定により、被告に

対して本件給料等として、合計金1, 276万8, 108円を支給した。

- (5) 令和6年1月17日、被告は、公職選挙法違反の容疑で東京地方裁判所に起訴され、同年6月14日に同裁判所において、同法違反の罪により、懲役1年6月、執行猶予5年の有罪判決（以下「本件有罪判決」という。）を受け、当該判決は同日に確定した。これにより、公職選挙法第251条に基づいて、令和5年4月23日に実施された江東区長選挙における被告の当選は遡って無効となった。
- (6) 本件有罪判決が確定したことを受け、区は、被告が江東区長在職中に受給した本件給料等の返還を求めるとし、その額は、総支給額から、社会保険料の一部及び所得税を控除した、金1, 006万4, 979円（以下「本件請求金」という。）とした。
- (7) 令和6年7月8日、区は、被告に対し、本件請求金の返還請求をする旨を電話で伝えた。
- (8) 令和6年7月9日、区は、被告に対し、本件請求金の返還を求める書面を送付した。また、同日、被告から区に、本件請求金の返還に応じる旨の電話及びメールによる連絡があった。
- (9) 令和6年7月10日、区は、定例記者会見で、本件有罪判決の確定を受け、被告に対し、本件給料等の返還を求めるとのほか、被告からの要望に基づき、これに被告が応じる意向を示していること等を発表した。また、区は、被告に対して同日付けで、同月30日を納期限とする納付書（納入通知書）を送付したが、納期限までに支払はなされなかった。
- (10) 令和6年8月2日、区は、被告に対し、納付誓約書を出してほしい旨を電話で伝え、同月6日付けで、同月15日を返信期限とする納付誓約書を送付した。
- (11) 令和6年8月14日、被告から、区は被告が行った公務等により利得を得ているなどとして、当該利得と本件請求金とを対等額で相殺する旨を主張する同年8月13日付の通知書が送付された。
- (12) 令和6年10月2日、区は、被告に対し、対面にて本件給料等の返還請求に関する区の考え方について説明し、同月25日付けで、本件給料等の返還に関する区の考え方に係る書面を送付した。
- (13) 令和6年11月24日、被告から、被告は区に対し区長給料等相当額の

請求権を有しており、区による本件給料等の全額返還請求について対等額で相殺する旨等を主張する内容のメールが送付された。

- (14) 令和6年11月27日、区は、被告に対し、同年12月11日を納期限とする本件請求金の返還請求に係る督促状を送付したが、納期限までに支払はなされなかった。
- (15) 令和7年1月14日、区は、被告に対し、双方で話し合いを進めたとしても考えを合致させることは困難であり、本件請求金について返還する意向が確認できないため、当事者間の話し合いを終了し、司法の判断を仰ぐ段階にある旨の書面を送付した。
- (16) 令和7年1月31日、被告から、被告は在職中、区長として、区のための業務を現に行っており、その行為の全てが区にとって無価値であるとは考えられず、給与の全額を返還する法的義務はない旨等を主張する内容のメールが送付された。
- (17) 令和7年2月17日、区は、被告に対し、改めて本件給料等の返還に関する区の考え方に係る書面を送付した。
- (18) 区は、上記のとおり被告へ継続して返還を求めたが、被告は本件請求金の返還に応じなかったため、令和7年3月21日、区は、やむなく本件訴訟を提起することを決定した。

#### 4 訴えの要旨

被告に本件請求金の全額について返還する意向が確認できないため、やむを得ず、区は被告に対し、法律上の原因を欠いて支給した本件請求金の返還及びこれに対する利息の支払を求める訴えを提起する。

#### 5 訴訟遂行の方針

本件訴訟において必要がある場合は、和解及び上訴をすることができるものとする。

#### 6 今後の想定スケジュール

令和7年4月以降速やかに東京地方裁判所へ提起する予定。